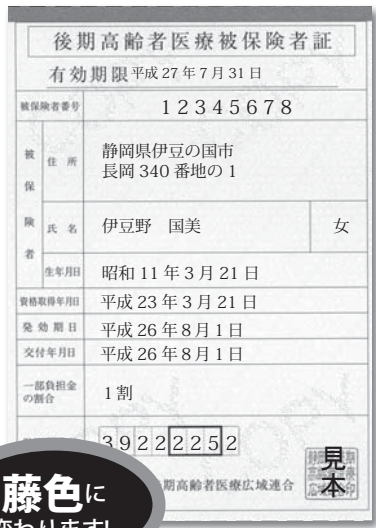


後期高齢者医療保険加入者様



8月1日(金)から変わります。
後期高齢者医療被保険者証が
藤色に

新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認し、なくさないように大切に保管しましょう。

また、有効期限の過ぎたオレンジ色の被保険者証は、細かく裁断するなどして処分してください。8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を郵送します。

市役所国保年金課
☎ 055-948-2905

●一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、平成25年中の所得・収入によって決まります。3割負担になる人は、平成26年度の市民税課税標準額が145万円以上の被保険者と、その人と同じ世帯にいる被保険者です。

- ※ただし、次の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると『1割』になります。
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上で、その2人以上の収入合計額が520万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、同じ世帯にいる後期高齢者医療に加入していない70歳～74歳までの人との収入合計額が520万円未満の場合

●平成26年度後期高齢者医療保険料の決定

平成25年中の所得に基づき、平成26年8月に平成26年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。

年間保険料は以下のとおり算出します。

- 所得割額 (被保険者の総所得金額等－33万円) × 7.57%…①
均等割額 38,500円…②
年間保険料 ①+② (賦課限度額 57万円)

●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も8月1日から変わります。市民税非課税世帯の被保険者は、申請すると限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

- ◆現在、認定証をお持ちの場合
新しい認定証は、7月中旬に郵送します。(被保険者証とは別送です。)ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。
- ◆認定証をお持ちでない場合
交付を希望する人は国保年金課(伊豆長岡庁舎)、または各庁舎市民課で申請の手続きをしてください。

●保険料率が改定されました

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に一度改定されます。平成26・27年度の保険料率は以下のとおりです。

	平成26・27年度
所得割率	7.57%
均等割額	38,500円
賦課限度額	570,000円

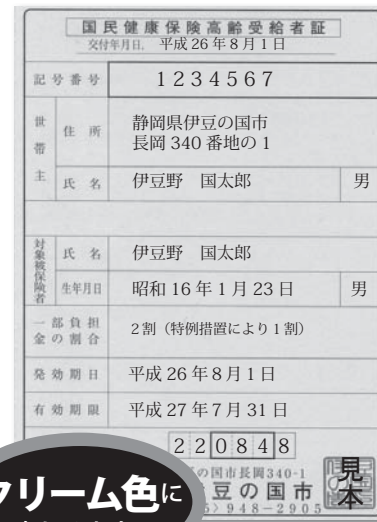
伊豆の国市景観条例を制定しました

市役所都市計画課
☎ 055-948-2909

6月議会において、景観条例が制定されました。この条例は、市の豊かな自然と、先人の築いた歴史と文化を受け継ぎ、市民・事業者と市が共に景観形成に取り組み、活力あるまちづくりを推進するため、また後世に引き継いでいくために、景観法の規定に基づき基本的な事項を定めたものです。

平成27年1月1日より建築物の高さや開発面積などにより届出の義務が生じます。詳細は都市計画課窓口(伊豆長岡庁舎別館)、または市ホームページでご確認ください。

70～74歳の国保加入者様



8月1日(金)から変わります。
高齢受給者証がクリーム色に

国民健康保険に加入の70歳から74歳までの人に、高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。8月1日から有効の高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。

医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になりますので、病院などの窓口では保険証と一緒に必ず提示してください。

市役所国保年金課
☎ 055-948-2905

●自己負担割合について

自己負担割合は平成25年中の所得などにより決まります。

割合	対象になる人	
3割	現役並み所得者	同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の70～74歳までの国保被保険者がいる人。 *ただし、一定の条件を満たす人は申請すると自己負担割合が「2割(昭和19年4月1日以前生まれの人は1割)」になります。対象になる人には、市役所から申請書を郵送させていただきます。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人
2割 昭和19年4月1日以前生まれの人は1割	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税で、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象になります。証を持っていると、病院での窓口負担が減額されます。

※平成26年度から国民健康保険制度が改正されました。

現役並み所得者を除き、昭和19年4月1日以前生まれの人は「1割」、昭和19年4月2日以降生まれの人は「2割」の負担になります。



●有効期限について

有効期限は平成27年7月31日です。ただし、平成27年7月31日以前に75歳になる場合、有効期限は75歳の誕生日の前日になります。75歳になると後期高齢者医療で医療を受けるようになります。切り替え時には市役所から保険証をお送りします。

●8月以降、うぐいす色の高齢受給者証は使用できません。細かく裁断するなどして処分してください。